

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	長寿施設課
委 託 業 務 名	南老人福祉センターデイサービス送迎用車両に係る動産賃貸借契約
委託業務場所	大津市南郷一丁目
概 要	南老人福祉センターデイサービス事業における送迎用車両のリース
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	6 2 9 , 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市淀川区十三本町三丁目 6 番 3 5 号 〔名 称〕 大阪ガスオートサービス株式会社
契約相手方の 選 定 理 由	当該車両の状態が運行に未だ十分に耐える状態であり、現行リース業者との再リース契約が可能である。また、老人福祉センターの機能見直しに伴い南老人福祉センターのデイサービス事業は令和 6 年 1 2 月で廃止予定であることから、新規車両に更新する必要があるため、現行リース契約業者である大阪ガスオートサービス株式会社を契約相手方とする。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。